

令和7年（ワ）第36723号 損害賠償請求等請求事件

原告 部落解放同盟 外9名

被告 示現舎合同会社 外2名

答 弁 書

東京地方裁判所民事第31部乙合2D係 御中

令和8年2月15日

被告 示現舎合同会社  
同代表者代表社員 宮 部 龍 彦

〒210-0802 神奈川県川崎市川崎区大師駅前1-3-11  
第二松坂荘101号（送達場所）

TEL 080-1442-914 / FAX 050-6877-5434

被告 宮 部 龍 彦

第1 請求の趣旨に対する本案前の答弁

- 1 本件訴えを却下する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。  
との判決を求める。

第2 請求の趣旨に対する本案の答弁

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。  
との判決を求める。

第3 本案前の答弁の理由および、請求の原因に対する認否および被告らの主張

- 1 原告らは、訴状において証拠方法を「追って提出する」としており、現時点において本件請求の原因事実を裏付ける証拠は一切提出されていない。
- 2 よって、被告らは、原告らから提出される予定の証拠等を精査した上で、追って準備書面により具体的な認否及び反論を行う。

以上